

お客さま各位

当組合におけるインボイス制度への対応について

平素は当組合業務につきまして、格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当組合は、2023年10月1日からの「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」開始に伴い、「適格請求書発行事業者」として登録を受けております。

また、当組合が役務提供を行うサービスについて、適格請求書（インボイス）を発行できるよう準備を進めております。

1. 適格請求書発行事業者登録番号

兵庫ひまわり信用組合：T1140005003743

2. インボイスの発行について

◎営業店窓口でお支払いいただく手数料について

窓口等で手数料をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「手数料受取書」を発行いたします。

「振込依頼書」および「両替・金種指定払戻依頼書」につきましては、インボイスに対応した書式に改定いたします。

◎口座振替でお支払いいただく手数料について

当組合所定の依頼書をお届出いただくことにより、インボイスを発行いたします。

なお、発行したインボイスは、原則としてお届出の住所地（所在地）に郵送いたします。

*対象となる手数料

- ①インターネットバンキングにおける基本手数料（法人向け）
- ②インターネットバンキングによる振込手数料（個人・法人向け）
- ③定額自動送金による振込手数料
- ④残高証明書発行手数料（継続自動発行）
- ⑤貸金庫年間利用料
- ⑥マルチペイメント取引にかかる手数料

◎ATM・両替機でのお取引について

ATM・両替機でのお取引については、インボイス交付義務が免除される自動販売機特例の対象となりますので、インボイスは発行いたしません。

お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで、消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。